

秀吉末期と家康時代の対外政策

奥深山 親 司

目 次

- 一 はしがき
- 二 豊臣政権の国内統一と強硬外交
- 三 家康の覇権確立過程における対外政策

一 はしがき

わが国近世初頭の幕藩体制成立期におけるヨーロッパ勢力のアジア諸国を対象とした貿易と植民地化をめぐる確執は凄まじいものであった。ポルトガル・スペインのカソリック諸国とオランダ・イギリスのプロテスタン諸国のアジア経略は、旧教諸国の衰微と新教諸国の抬頭を反映して、わが国の幕藩体制形成過程に係りあい、その時々々の為政者の対外政策を規定せしめた。

わが国近世の国内統一過程において貿易を独占し、西欧の科学文化を伝達し、キリスト教を弘布せしめたポルトガルは、隣強国スペインに併合され、ヨーロッパ内での勢力低下、わが国の商業資本の成長とその自主貿易活動の展開

に加えて全国統一をなした中央集権的な専制権力によるキリスト教の排撃を契機に、その役割を減少させ、代わって江戸幕府の厚遇を得た新教国オランダが、わが国にヨーロッパ近代化の文化をもたらすこととなった。

一五八一年スペインより独立したオランダは、独自の近代化路線を歩むために旧宗主国（スペイン）およびポルトガルを追ってアジアに進出、イベリア両国をアジア植民と貿易の主人から駆逐し、イギリスと共に新たな主役にのし上っていった。

この様なアジアをめぐる情勢の変化は、わが国を日中間の生糸を主要貿易品とする仲介貿易の重要な市場として発展してきたポルトガルにとっては憂慮せざるを得ない事態が予想された。

この様な兆候の中で豊臣政権は、国内統一がほぼ完成する段階にいたって伴天連追放令を発し、ポルトガル人にとっては貿易と不可分の宣教師の国外退去を令したのである。しかし秀吉のキリシタン禁制は、その一方で彼の貿易奨励政策により、一時的には緊張状態を呈したがそれ程影響を受けず、サン・フェリペ号漂着による二十六聖人殉教事件が起こるまでキリシタン禁制は実行あるものではなかった。

秀吉は貿易の積極的奨励策をはかりながらその利益を独占する施策を講じた。諸大名に命じて海賊船を取り締り、アジア諸国の来朝を促し、招降要請書を各国に突き付ける一方生糸・鉛および壺の買い占等集権的権力者の先買特権を行使し、豊臣政権の財政・軍事・文化的優越性を画していった。その背景に日本からの主要な輸出品である銀を産出する鉱山の直轄、貿易港長崎の直轄領化、商業資本家・豪商の直臣化などが、豊臣政権の絶対化の背景として余りある力となっている。

秀吉は国内統一を実現し、その勢威を背景にアジアの宗主国たらしめとして次々と対外強硬政策を展開した。台湾、

フィリッピンへの軍事行動をもつての威嚇（朝貢要請）、朝鮮侵略と明国征討計画など、無謀な海外強硬政策は彼我に多大な犠牲を生み、次期家康政権の修復をまたねばならないものとなった。

秀吉の死後徳川家康は豊臣政権の強硬外交の政策を修復し、対外親善友好関係を基本姿勢としてのぞんだといえよう。この場合において家康は、キリスト教対策、貿易政策において基本的には秀吉政権の打ち出した路線を継承しているが、家康の秀吉と異なる点は、全てにおいて現実主義、実利主義的であったといえる。例えばキリシタン対策では原則的には禁止、しかし表面的にはこれを容認して江戸幕府の政権基盤の確立を第一義的に推進したことである。貿易政策においても御朱印船制度を確立し、糸割符制を導入し、オランダ、イギリスの来航を促進するとともにポルトガル一國の貿易独占を打破するため、スペイン（フィリッピン・メキシコ）貿易を招来させて、豊臣政権と癒着している貿易構造を改革するに勤めている。スペイン・オランダ・イギリス船等の着岸港として関東（浦賀）に誘引したり、日明直接貿易を勧奨したり、西国大名の貿易を禁止する政策などの全てが、江戸幕府の権力基盤の確立をめざした諸政策といえる。

慶長一七（一六一二）年家康は旗本、直轄領に切支丹禁令を發布、翌一八（一六一三）年崇伝起草の伴天連追放令を全国に発布した。このキリシタン禁制が、幕府の祖法となり、徹底的な禁圧が江戸時代を通して繰り返されるものとなった。江戸幕府によるキリスト教禁制発令は幕府の権力基盤がある程度確立したことを意味する。ポルトガルの貿易独占は排除され、オランダ、イギリスの仲介貿易に目途がついた。中国の私貿易船の来航が生糸・金の直接売買をし、利益の数倍化を約束してくれる。御朱印船の活躍でもはやキリスト教と密接不可離のポルトガル船に依存しなければならぬ時代は終焉した。

これら江戸幕府の貿易政策における管理・統制の実現は、秀吉政権と結びついていた商業資本を大坂方から切り離すこととなり、西国大名の独自貿易を禁止し、幕府の完全な統制下に入れることとなった。朱印発行の操作により、諸大名の大船建造・運航禁止、五百石以上の船の収公により大坂方、西国諸大名の自主貿易は不可能となった。秀吉時代の禁教令が未だ仏教勢力の完全制圧が確保されていない段階であったために不徹底に終わったのに対し、幕府のキリシタン禁制は秀吉時代の危惧は殆んど心配ない。残るは大坂の陣でキリシタンの豊臣方への援軍の懸念である。慶長一五（一六一〇）年のキリシタン信者は七〇万人と言われている。^① 来たるべき大坂の陣でこの勢力が豊臣側に見方するのを事前に防止する意図もあったと考えられる。

いずれにせよ、秀吉末期、家康時代の対外政策は、その施策の相異は有ったにせよ基本的には近世中央集権的封建制の確立を目標としたものであった。その主な目標は、(1) わが国をアジアの独立国として存続させることであり、強いてはアジアの宗主国たらしめること（日本を中心とした華夷秩序の形成）。(2) 日・明勘合貿易の復活とわが朱印船貿易による日中直接貿易の開始。(3) 西南諸大名の自由貿易を権力の統制下に収斂し、大名支配と貿易利益の中央集権化をはかること。(4) 中央集権的封建支配の思想統制としてキリシタン禁制を布くこと等であった。

以上の様な観点から本稿では、秀吉の強硬外交も家康の親善友好外交ともにわが国近世中央集権的封建支配の確立過程にあって、基本的には同一の方向を目標としていたと考え、対外政策を通して幕藩体制成立期の政治過程を考察するものである。

二 豊臣政権の全国統一と強硬外交

天正十五（一五八七）年六月十九日、秀吉は九州平定直後に滞在した筑前博多郊外の箱崎において、突然「伴天連追放令」を発表した。その全五カ条のうち前三カ条はキリスト教の布教、伝道禁止、宣教師らの二〇日以内の国外退去を厳命したものであり、後二カ条においてキリスト教に関係ない限り、貿易は従来通り行なうてよろしいというもので、これまで容認してきた布教と貿易を分け、今後の全国統一、統治に障害となると予想されるキリスト教を禁制し、統一政権の財政的優位を確立する貿易の積極的推進を令したものである。これは日本の近世統一政権としての対外政策の基本を明示したもので、幕藩政権にも引き継がれるものであった。

このキリスト教禁制と貿易奨励政策は、豊臣政権が全国統一後に採った対外強硬・侵略政策と合せて考察すると、豊臣政権が目差した外交目標が明白となってくる。

その目標とし得る第一は、室町時代の中国に対する日本の従属的關係を打破し、新たにわが国を中心とした華夷秩序をアジアに確立すること^②（わが国を宗主国とする）。このことは朝鮮侵略と征明政策を打ち出したこと、および南方諸国に対し朝貢を強要している事実^③にこれが表われている。

第二は、室町末期にとだえた日・中勘合貿易の復活である^④。これは足利幕府の对中国従属・朝貢貿易そのままの復活でなく、かたくなに海禁政策をとっている明国政府に対し、その門戸を開放させ、わが国の主要輸入品である金、生糸（白糸）の直接貿易の途を開き、その利益を拡大しようとしたものである。これはポルトガル船に依存し、仲介

貿易によって利益を半減せしめている現状を変え、直接貿易による利益の拡大と、ポルトガル貿易に介在している宣教師の排除をなすのに有効な方向であること。

第三は、秀吉は後に家康が明確化した朱印船貿易の方式である公儀公許の船舶による貿易の拡大を図っている。^④これはポルトガル船による仲介貿易を完全に自国船による自主貿易へ転換させるだけでなく、当時横行していた海賊貿易の取締りと権力に有利な貿易統制が可能となることである。

第四は、キリスト教禁令の意図と深い係りがあるが、ポルトガル貿易と結びついた西南諸大名を抑制し、中央権力に絶対服従させることであつた。^⑤その為には貿易の中央権力による統制、独占化を実現することであり、中央権力に必ずしも服従しないキリシタンの廃絶、何かととりざたされているスペイン・ポルトガルの植民地主義を事前に防止することになるからであつた。

以上の様な豊臣政権の目標とした外交政策は、キリシタン禁令後の諸施策に明確に表われている。禁令発布の翌年正十六年（一五八八）年、当時の最大貿易港長崎を直轄領とし、鍋島直茂を代官に居えて市政と貿易を監督させた。また同年七月小西隆佐を長崎に派遣してポルトガル船積載の生糸を買い占めさせ、翌年一月には石田三成を薩摩に遣わして貿易品の生糸を同様に買い占めている。同様に文禄三（一五九四）年には鉛、焰硝を買い占めるなど貿易の中央権力独占化を推進し、財政的、軍事的優位を策すとともに西南諸大名の貿易を制限し、彼等を政治的にも経済的にも中央権力へ絶対服従せしめる方向に向わしめた。慶長二（一五九七）年五月にはルソン島から長崎に帰港した商船に敵命を下し、その舶載した呂宋の壺を一手に買い上げた。これより先一五九二年には、ポルトガル船が舶載した金を買ひ占めようとして、悶着を起こしたこともある。秀吉がこの様に貿易の独占を図ろうとした裏には、政権掌握以

来早くから国内の金、銀山を収公し、その産出金銀をもって多くの絶対主義国家の君主たちがしたように、海外貿易に投資しようとしたからである。^⑥

秀吉は全国を統一する以前から中国・インドを征服する意志を表明していた。これは信長の志を受けついだものと言われているが、^⑦天正十三（一五八五）年には、具体的に海外派兵の意図を表明し、朝鮮経由の計画を掲言している。^⑧その後、小田原平定後朝鮮使節の来朝を機に、証明の企画を決定し、朝鮮国王の先導を指令した。秀吉の朝鮮出兵、証明戦争は国内統一の延長線上に考えられていた。

文禄、慶長の二度に亘る朝鮮の役は、多大の犠牲を彼の地にもたらし、秀吉が意図した中国、インドの征服はおろか、東アジアの貿易独占もこの様な威嚇的外政では意のままに進むものではなかった。

一五九一年以降秀吉は、スペイン植民下のフィリピンをはじめ、ポルトガル植民地下のインド副王に書翰を贈り、至急入貢を要求している。また武力討伐の威嚇をもって高山国（台湾）はじめ東南アジア諸国の降服、朝貢を要求し、対馬の宗氏を通して朝鮮に、薩摩の島津氏を通して琉球の入貢を強要するなど、当時のわが国商業資本の重商主義的要求と秀吉の絶対主義的征服主義の要望が合致して進められたものといえよう。

秀吉の対外強硬外交は朝鮮出兵以前に呂宋島征討の動きとしても現われていた。天正十九（一五九一）年九月京都の商人原田喜右衛門、秀吉の寵臣長谷川宗仁等により企画され、原田孫七郎を使者として服属勧告の書翰をつきつけたもので、もし入貢しないならば出兵し征伐するというものであった。^⑨フィリピンのスペイン総督は武力で対抗することの不利を考慮し外交交渉でこの危機を乗り切ろうとした。^⑩

秀吉の再三に亘る招降要請に対し、在フィリピン総督はその都度答使を立て交渉遅延を図るとともに、この機を

利用して答使にスペイン系カソリック諸会派の宣教師を送り込み、密かに布教活動を行なわせていた。秀吉のフィリッピン征討計画は征明戦争で忙殺されていたこともあって実行されなかったが、貿易の奨励と独占化の意図は各所で進められた。

天正一九（一五九一）年閏一月、かつて九州三侯の遣した遣欧少年使節の帰国報告を兼ねて、インド副王の書翰をたずさえた宣教師ヴァリアーノが来朝し、聚楽第で秀吉に謁見した。秀吉は副王のキリシタン保護要請には「日本は神国なり」を繰り返して、禁制の絶対的であることを表明しながら、貿易のための来航を積極的に進めることを要請する書翰を返書として手渡している。同書翰ではまた、貿易のための安全航行に必要な、海賊、盜賊の取り締りを完全に行なったとして、秀吉が九州平定後、各諸大名に命じて海賊取り締りを充分したことを述べ、積極的貿易を要請している。^⑬

スペインのフィリッピン総督が秀吉の勸降要請に答使を再三来朝させ、宣教師をこれに当てていたが、彼等は交渉終了後も帰国せず、そのまま日本にとどまり、キリスト教の布教伝道に従事していた。そしてそれは次第に公然となり、秀吉の城下大坂でも教会堂を立てて伝道を再開するまでになっていたという。^⑭

この様な時に慶長元（一五九六）年八月、スペインの貿易船サン・フェリッペ号が土佐の浦戸に漂着した。秀吉は増田長盛を派遣して領主長宗我部元親の協力を得て同船の調査をさせ、積荷や乗員の所持金等を一切没収した。そして同船漂着の取り調べ過程で水先案内人フランシスコ・デ・サンダが、スペイン船の航路を説明したとき、スペインが領有した植民地の広大なのを説明して、スペインの植民地獲得方法は、まず宣教師を派遣し、原地民の信徒を拡大しておき、ある程度教徒が増大したら彼等に反乱を起こさせ、これに本国より軍隊を派遣して領土を占領した結果で

あると、述べたというものである。¹⁵⁾

この報告を受けた秀吉は激怒して、第二回フィリッピン答使として来日し、残留して布教に当たっていた宣教師ペドロ・パプチスタほか宣教師、信徒等二十六人を京、大坂等で逮捕し、耳を切り落して厳冬の中国路を裸足で連行、長崎までつれて行き、長崎郊外の立山で磔刑に処した。¹⁶⁾これがいわゆる二十六聖人の殉教である。

一五九七（慶長二）年、文禄の役後の休戦、講和交渉が決裂して再び朝鮮出兵を秀吉は命じた（慶長の役）。同年フィリッピン総督は、前年のサン・フェリッペ号の積荷と船体の返還および殉教宣教師等の遺骸引き渡しを求め使節を来朝させた。¹⁷⁾贈答の黒象等をたずさえた使節を引見した秀吉は、貿易の為の来航は従前通り歓迎するが、キリスト教の布教は日本侵略の策謀であるから厳しく対処した。とし、今後も宣教師の入港は厳しく取り締ることを伝え、要求の一切を拒否した。その返書を抄訳して次に掲げる。

呂宗国王宛の秀吉の返書

（前略） 当日本国は神又君としてシントーを崇敬せり。数年前パードレ教人当国に來りて外国の悪魔の教を説き、当国の……宗旨を乱り、其国の風俗を輸入して、人民の心を惑わし、当諸国の政治を破壊せり。之に因りて予は厳しく此教を禁じ、完全に防止せんことを命じたり。之のみならず……教師等は、密に……外国の教を説きたり。予は……直に彼等を殺すことを命じたり。何となれば其国に於ては、布教は外国を征服する策略又は欺瞞なることを聞きたればなり。若し当日本の国より日本人の教師及び俗人、卿の国に渡りて神道の教を説き、人民を混惑し、道に迷わしめたらば、国の領主たる卿は之を喜ぶべきか。之を以て予が為したる所を批判せよ。……是故に予は前に述べたる所に対して憤り、怒を擡げる時、海上に於て破壊せられたる船、土佐の国に現われ、……漂いたり、予は其船にて來りし貨財を集め、……之を卿に還付せんと決心しいたるが、卿の部下我が法律に背きたるが故に、此貨財を悉く収めたり。……今後再び人を遣わして外国の虚偽の教を説かしむること勿れ。此の如くせば、

永久に当日本国と商品を貿易することを得べく、商船の其地より来るもの、予が印を押したる免許状を持参せば、海に於ても亦陸に於ても少しも害を加えらるることなかるべし。（以下略）

（異國往復書翰集 七八頁）

秀吉の強硬外交の最も典型的なものは朝鮮侵略であった。国内平定後は大陸侵攻をと早くから豪語していた秀吉が、文禄元年三月朝鮮侵略を開始した。初戦は内政の乱れていた朝鮮国の状況から日本軍は、首都京城から平城まで侵攻する有様だったが、朝鮮人民の民族的自覚、義有軍の結成、ゲリラ的反抗に加え明軍の参戦により日本軍は各地で敗退、文禄二年四月には京城からも撤退せざるをえなくなった。秀吉は同年五月一日付で次の七条よりなる講和条件を出し終戦処理を行なわなければならなかった。その講和条件七条を抄訳すると。

- 一 明の皇帝の王女を、日本の天皇の妃とすること。
- 二 勘合貿易を再開すること。
- 三 明の大臣と日本の大名との間で誓紙を交換すること。
- 四 朝鮮の四道を日本に割譲すること。
- 五 朝鮮の王子一人と大臣を人質にすること。
- 六 すでに人質とした二王子は朝鮮に返すこと。
- 七 朝鮮の大臣らが日本に対し誓紙を出すこと。

以上秀吉の出した和平条件は、明、朝鮮どちらも受け入れられるものではないし、戦争当事者（外交折衝者）は、

現実調整のためにさまざまな術策をこらさざるをえなかった。

秀吉が慶長元（一五九六）年に明使より受け取った表文は、秀吉を日本国王に冊封すること、ただし朝貢は許さない。というもので秀吉は激怒し、再び朝鮮出兵となったのである。しかし、今度は強力な明軍と朝鮮義有軍の前に、日本軍は沿岸諸城に押しこめられていった。戦況おもわしくなくいまま、慶長三（一五九八）年八月秀吉はこの世を去った。

三 家康の覇権確立過程の対外政策

豊臣秀吉が一五九八（慶長三）年八月十八日に死去すると、政治は五大老筆頭の徳川家康がとりしきることとなった。家康は対外政策を実施するに当り、基本的には秀吉の目標とした方向を継承したといえるが、その方法は秀吉と異なっていた。すなわち、秀吉の採った侵略的・威嚇的な強硬外交に対し、家康は和親通商外交の姿勢で諸外国に当った。

慶長三年十二月までに、朝鮮からの撤兵を完了し、東南アジア諸国に秀吉が要求していた勅降、朝貢姿勢も修正され、家康はこれら諸国に朱印船貿易制の確立を通告、協力を要請していった。^⑩ フイリッピンとの関係修復では、フランシスコ会宣教師ジェススを引見し、処刑を恐れていたジェススにスペイン政庁との外交、通商再開を委託するなど、諸外国より家康の対外姿勢は好感を持たれていった。

家康の和親平和的対外姿勢は、政権基盤が確定するまでの政略でもあった。豊臣政権が打ち出した武士、農民、工

商人の完全支配と統制を確立するまで柔軟な姿勢が必要であったのである。この政權基盤の確立に重要な機会を与えたのがオランダ船リーフデ号漂着および関カ原の役による家康の覇權確立であった。

家康は秀吉同様貿易による財政基盤の確立に意欲的であった。しかし家康の覇權掌握当初の貿易環境はポルトガル船による貿易独占が圧倒的であったため、これと不可分のキリスト教の布教について、家康は黙認の態度をとり、場合によっては援助もしているのである。^②

家康の外交政策の最大眼目であった貿易構想は、秀吉政權によって打ち出された日中直接貿易、朱印船による貿易の管理、統制。長崎貿易より関東貿易（浦賀港）への転換（これは西国大名や豊臣政權と結び付いた貿易体制を打破する必要から）等であった。

第一の日中勘合貿易の復活について、家康は朝鮮の役で捕虜となった明人を送還すると同時に朱印船貿易の開始を申し入れている。これはポルトガルの仲介貿易（マカオ根拠地）に依存している現状を打破し、中国産の生糸や金を直接取り引きすることにより、利益の倍化を図ると同時に、ポルトガルと結びついた西南諸大名の貿易を抑制するという一石二鳥の政策であった。中国明朝は秀吉の強硬、侵略外交の危惧もぬぐいされず、伝統的な海禁政策を変更することになるので、始めは拒否していたが、家康の再三に亘る働きかけにより、これに応じ、とりあえず二隻の貿易船を許可し渡航させた。しかし、これは西南諸藩の貿易家に事前にもれ、妨害されたため、対中国直接貿易は進展しなかった。^③

家康の対中国貿易への取り組みはその後、三つのルートを通して進められたという、その(1)は対馬の宗氏を仲介として、朝鮮との外交関係を通して中国との貿易を行なう（朝鮮ルート）。(2)は薩摩の島津氏を通して琉球を仲介とす

る（琉球ルート）。③は豊後の有馬氏および長崎代官村山等安らに命じ、征討をも試みた台湾を仲介とする（台湾ルート）がそれである。

結局日中勘合貿易は江戸時代を通して復活しなかったが、慶長十四年頃より中国の密貿易船が多数来航するようになり、元和七年（一六二一）頃より明朝は対日通商を黙認する政策に切り替えて行った。^{②③}

第二の朱印船貿易による自主貿易策は、東南アジア諸国との和親通商を活発化するため、海賊的私貿易の否定、渡航船および貿易商人の統制を徳川政権として行なう施策であった。この朱印状は家康の渡航証明書を交付するもので、豊臣政権と結びついた豪商などには発給されず、頭切発給されていた西国大名も徐々にはずされ、最終的には江戸幕府の御用商人のみにしぼられ、寛永の鎖国令により日本人の海外渡航が禁止されるに及んで消滅していった。^④しかし江戸幕府の集権的封建体制確立の為に糸割符制度の創設と同様大変有効であった。

この朱印船貿易の発展により東南アジア各地に日本町が形成され、中国人町と並んで大変な賑わいをみせたが、徳川幕府は後の禁教令、鎖国令と打ち出す中で、これを援助することなくやがて消滅していったのである。^⑤

第三に、家康は西南諸大名の貿易活動を抑え、長崎港中心の貿易を政権の基盤である関東に誘引しようと相当努力した。^⑥

オランダ船のリーフェ号漂着により、同船のイギリス人航海士ウイリアム・アダムスを外交政策の相談役として寵遇し、浦賀の近くの逸見に知行地を与え、関東貿易の任に当てようとした。また慶長三（一五九八）年および慶長一四（一六〇九）年のスペイン政庁フィリップピンおよびメキシコ貿易の拠点に、浦賀母港化を進めている。もちろん慶長一四四年のオランダ船初貿易、同一八（一六一三）年のイギリス船初来航でも浦賀母港化を要請するも次に挙げる様^⑦

な理由でこれは実現せず、両国は平戸に商館を設置して対日貿易を拡大していった。

その理由とは当時のわが国の輸入品が中国主産の生糸と金を主とする貿易であり、その貿易船は帆船であるため、
国、東南アジアに近い九州が最適であったこと。また当初江戸幕府は九州で政権の基盤を確立していなかったため、
関東母港化を強く要望したが、その後幕府の支配統制が進展し、西国諸大名を統括する権力基盤が確立し、貿易の幕
府掌握が達成されたため、関東にこだわる必要がなくなった等である。

家康は江戸幕府創設の翌慶長九（一六〇四）年糸割符制度を設立して幕府による貿易の統制を図った。^⑳この内容は
ポルトガル船がもたらす中国産の生糸（白糸といひ国産生糸を和糸と呼んで区別した）堺、京都、長崎の三都市の豪
商を糸割符年寄りに任命し、彼等の一族や関係ある富商達で糸割符仲間を組織させ（これを三カ所糸割符仲間とい
う）、糸割符仲間の統制、輸入生糸の価額決定、独占的一括購入から生糸の分配に至るまで決定し得る組織を結成し
たのが始まりである。彼等が購入した生糸の一部は將軍や幕府の有力者には原価で頒ち（封建権力者の先買特権）残
りを堺一二〇、京都一〇〇、長崎一〇〇の割合で分配し国内の織物業者などに分売するシステムである。なお白糸の
価額が決定されるまでその他の諸国の商人は長崎に立ち入ることを禁止され、生糸以外の商品はその後自由売買でき
るというものである。^㉑

糸割符法成立の動機について、林基氏は、糸割符仲間を称した商業資本家達が、自からの生糸貿易の独占と利益を
護るため、幕府に働きかけて糸割符法を制定させた（商業資本主導型）と主張した。^㉒また、中田易直氏は、幕府がま
ず代官的豪商を、続いて広範な都市町人層を把握するために糸割符制度を実施した（幕府主導の都市町人層把握策）^㉓
とし、山脇悌二郎氏は、関カ原前後の社会不安や不況でポルトガル貿易の存続があやぶまれたため、幕府によりポル

トガル貿易の存続、発展させるため、生糸を引き受け商人団を結成させたのが糸割符制であり、その裏にはポルトガル貿易と深く結び付いていたキリシタンや宣教師を排除しようとした（幕府の黒船貿易存続振興策とキリシタン排除策）政策であるとする見解が分かれている。これらの見解に対して岩生成一氏は、幕府がポルトガル商人らのほしいままの利潤の追及を適当に抑制し、まず幕府の利益をおさめて幕府財政強化を図るとともに、特別縁故の大商人たちの利益をも均霑せしめるために糸割符制を敷いた（幕府財政強化策）、^{③④}また海老沢有道氏は、幕府が集権的封建制を確立するため、自から貿易権を独占し、ポルトガル貿易や諸大名の貿易資本および有力貿易商人の資本を抑制するために図った鎖国政策の第一段階であると位置付けた。^{③⑤}

いずれにせよ、家康政権は、ポルトガル貿易の独占を排除して幕府の貿易独占策を図ることにより、幕府財政を確立すると同時に、豊臣氏や西国諸大名と結びついた商業資本を抑制し、幕藩体制による中央集権的支配を確立する方法として貿易権の独占を図ったのが糸割符法制定だったといえよう。

家康は將軍宣下をうけた直後の慶長八（一六〇三）年三月、秀吉以来の寺沢広高にかえて、三河以来関係の深い小笠原一庵を長崎奉行に任命し、ポルトガル貿易の管理統制を奉行を通して行なっていた。そして慶長十一（一六〇六）年には、側室の縁者の長谷川藤広を同職に任命し、長崎貿易の独占体制を確立していった。

一方で貿易の幕府独占、諸大名の貿易権を剝奪しながら、他方で権力基盤を確立するに従って諸大名の統制に入っていた。

慶長十四（一六〇九）年九月には幕府は軍事的統制と貿易統制を兼ねた次のような指令を発した。

西国大名等、近年大船を拵置。是自然の時催大軍可上敷之由云々。依之此舟ともを自駿府可有破却由（『当代記』）

というもので、遠洋航海に堪えうる大船の破却によって、これまで幕府基盤が弱い段階で西国大名と妥協的に朱印状を与え、貿易活動を容認してきた徳川政権が権力の集中と基盤の安定をより促進するため、西国大名の島津、有馬、松浦等の貿易活動を抑える意味が含まれていると思慮される。³⁶⁾

家康の政権掌握と幕府開設で政治的支配は確立した。経済的支配は御朱印船制度の推進糸割符仕法の導入により、南方諸国との朱印船貿易の進展を見、中国私貿易船の多数来航、オランダ、イギリスそれにスペインも加った家康の貿易拡大策は、秀吉時代のポルトガルによる貿易の独占形態を完全に払拭した。そのポルトガル貿易を衰退に導いたもう一方の要因は糸割符仕法の導入であった。

このポルトガル貿易の衰退と反比例的に幕府の政権基盤は確立していった。そこで、これまで貿易との関係で容認してきたキリスト教対策が起ってきた。そのきっかけとなったのは慶長一四（一六〇九）年のマードレ・デ・デウス号事件であり、その処理をめぐり発覚した岡本大八事件（慶長一七年三月）であった。

事件はポルトガル植民地マカオにおいて日本人朱印船船員とポルトガル人の紛争で死傷者が出たことで、マードレ・デ・デウス号の船長が幕府に日本人朱印船のマカオ寄航禁止を要請した。しかし、日本人関係者の証言からマカオ事件の発端はポルトガル人にあり、その責任もまたポルトガル人にあると報告されてデウス号の船長を召喚しようとしたところ逃げ出したのでこれを撃沈した。³⁷⁾ このデウス号撃沈に功のあった有馬晴信に対し、老中本多正純の与力岡本大八が、この功の恩賞として家康より有馬旧領の三郡を賜る予定であると晴信にもちかけ、その運動資金を上納す

る為と称し再三に亘って金品を受け取ったというものである。しかし一向に恩賞の沙汰がない為、晴信は老中本多正純に問い合せた結果、大八の詐欺事件であったことが発覚、大八はとらえられたが、その取調べの中で、晴信が長崎奉行長谷川左兵衛を毒殺しようとした件が露見し、大八は火刑に、晴信は切腹を命ぜられたものであった。³⁸⁾晴信も大八もキリシタンであったことから家康のキリシタン禁制を誘発するものとなった。

同じ頃、家康側近にもキリスト教信者がいることが発覚し、棄教を命ずるも従わなかった為、改易、遠島の処分者多数をだしている。

幕府はキリシタン絡みの事件続発について慶長一七（一六一二）年三月、幕府直轄領、旗本領等の直臣領及び有馬領にキリシタン禁制を発し、京都、長崎、有馬などの管内キリシタンの取締り、教会を破壊し、信徒の改宗、従わぬ者の追放などを行ない、同年八月六日左の法令を發布した。

伴天連門徒御制禁也、若有違背之族は、忽不可遁其科事（『御当家令条』卷廿九）³⁹⁾

そして、慶長一八年十二月二十三日（一六一四・二・一）崇伝起草の伴天連追放文を全国に發布した。この法令は江戸幕府のキリシタン禁制に関する根本法ともなるものであり、この前日家康の側近金地院崇伝が、家康に呼び出され徹夜で書き上げたものであると、崇伝は書き残している。

その文中に、

夫れ日本は元神国なり。……爰に吉利支丹の徒党、適日本に來り、啻に商船を渡して資財を通するのみに非ず、切りに邪法を弘め、正宗を惑わし、以て域中の政号を改め、己が有と作さんと欲す。是れ大禍の萌なり。制せずんば有るべからず。」

（増訂異国日記抄 二〇六頁）原漢文。

と記して、秀吉の伴天連追放令を継承して、日本が神仏の国であることを述べ、キリスト教国から來て貿易を行なうのみならず、キリスト教という邪教を布教し、日本の神仏信仰をみだし、政変を起させ、植民地にしようとしている。今禁止しなければ大変な事になるとし、キリシタン禁制の大きな理由としてスペイン、ポルトガルの侵略的植民地主義を挙げている。そして、

「彼の伴天連の徒党は、皆件の政令に反き、神道を嫌疑し、正法を誹謗し、義を残り善を損い、刑人有るを見れば、載ち欣び載ち奔り、自ら押し自ら礼し、是を以て宗の本壞と為す。邪法に非して何ぞや、実に神敵仏敵なり、急に禁ぜざれば後世必ず国家の患有らむ。殊司号令して之を制せざれば、却つて天譴を蒙らむ。」

（増訂異国日記抄 二〇六頁）原漢文。

と述べて、キリシタンは、政令に背き神仏をないがしろにし、人倫をそこなう。処刑したキリスト教徒を礼拝し、それを信仰の本義とするなどは神仏の敵である。急いで禁止しなければ、後に必ず国家の大患を招く。政權を担当する者、これを禁止しなければ天罰が下る。として、日本全国で速やかにキリシタンを掃討し、従わない者があつたら刑罰を科すことを將軍秀忠の朱印を捺して、日本中の諸人に従うことを令したものである。

幕府は大久保忠隣を総奉行に任じ、各地で禁令を実施して会堂は破却させ、信徒は捕え、改宗をせまじ、これに応

じない者を奥州に流した。宣教師や高山右近、内藤如安ら有力なキリシタンは長崎に送られ、マニラ、マカオに追放された。中には大坂城にもぐり込んで対立深まっている徳川、豊臣対決（大坂の陣）の大坂方の陣営に参加した者も多数あったという。

注

- ① 岩生成一稿『鎖国』（岩波講座日本歴史・近世 2所収）岩波書店、一九六七、七一頁。
- ② 加藤栄一稿『鎖国と幕藩制国家』（講座日本近世史 2所収）有斐閣、一九八一、四四頁以下参照。
- ③ 『太閤記』巻十五の中の「大明へ被_レ御一書」の条項（「兩國年来依_二間隙_一勘合近年及_二断絶_一矣、此時改_レ之、官船商船可有_二往来事_一」を挙げて、辻善之助著『増訂海外交通史話』内外書籍一九三〇・三八五頁以下で秀吉の朝鮮侵略の主な原因が、明の勘合貿易に応じなかったことにあるとしている。
- ④ 岩生成一著『朱印船貿易史の研究』弘文堂、一九五八、四二～四八頁参照。岩生氏は文禄初年に秀吉により朱印船制度が創設された、とするが、中田易直著『近世対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八四、三頁で中田氏は慶長六年に家康により始めて朱印船制度は創立されたとしている。
- ⑤ 信夫清三郎著『日本政治史』I 南窓社、一九七六、二二頁参照。
- ⑥ 奈良本辰也稿『近世史概説』（岩波講座日本歴史・近世 1所収）岩波書店、一九六三、一八頁参照。
- ⑦ フロイス著・松田毅一他訳『日本史』5、中央公論社、一九八一、一三八頁。
- ⑧ 中村栄孝稿『対外戦争における豊臣秀吉の目的』（論集日本歴史 6所収）有精堂、一九七四、二二七頁以下、中村氏は秀吉が朝鮮に対し「仮道入明」を要求していることを述べている。
- ⑨ 松田毅一著『近世初期南蛮史料の研究』風間書店、一九六七、一〇一八～一〇二二頁参照。
- ⑩ 『長崎市史』通交貿易編、西洋諸国部 二〇二頁。
- ⑪ 同 右 二一八頁以下
- ⑫ フロイス著・松田毅一他訳『日本史』2 中央公論社、一九八一、九九～一〇〇頁。
- ⑬ 同 右 一四七～一五九頁参照。

- ⑭ 岩生成一著『日本の歴史』14 中央公論社、一九六六、九二頁。
- ⑮ 幸田成友著『日欧通交史』岩波書店、一九四二、一五七～一六〇頁。
- ⑯ 同 右 一六〇～一六三参照。前掲『長崎市史』附録、一四頁以下。
- ⑰ 海老沢有道稿『日本二十六聖人関係日本文献』（『キリシタン研究第八輯』所収）
- ⑱ 『大日本古文書』家わけ第八、毛利家文書之三、九二九頁 豊臣秀吉和平条件書案
- ⑲ 中村孝也著『徳川家康文書の研究』下巻之一、日本学術振興会、一九六〇、安南国（慶長六年十月）、呂宋国（同）、柬埔寨国（慶長八年十月）など対外国宛朱印状ばかりでなく日本人宛朱印状の発行も載っている。なお岩生成一氏「朱印船貿易史の研究」には三百数十通の朱印状発行が載せられている。
- ⑳ 海老沢有道著『日本キリシタン史』塙書房、一九六六、三〇五頁。中田前掲四九頁。
- ㉑ 中田易直著 前掲書 三三頁。
- ㉒ 同 右 三五～三七頁。
- ㉓ 同 右 三五頁。
- ㉔ 中田易直稿『近世初期の対外関係』（同氏編「近世対外関係史論」増補版所収）有信堂高文社、一九七九、一三頁。六一～六二頁。
- ㉕ 岩生成一著『南洋日本町の研究』岩波書店、一九六六、三三四頁以下。
- ㉖ 中田易直著 前掲『近世対外関係史の研究』四二頁。
- ㉗ 箭内健次他編『海外交渉史の視点』2 日本書籍、一九七六、七七頁。
- ㉘ 『糸割符由緒』所収の「糸割符定書」（慶長九年五月三日）「黒船著岸之時、定置年寄共、糸ノ直イタサゞル以前ニ、諸國商人長崎へ不可入候、糸ノ直相定候上ハ、万望次第致ニ商売ニ可者也、」
- ㉙、㉚ 中田易直稿 前掲『近世初期の対外関係』一七頁。
- ㉛ 林 基稿『糸割符の展開』（歴史科学大系6「日本封建制の社会と国家」下 所収）校倉書房、一九七五、三三三頁以下。
- ㉜ 中田易直稿 前掲書、二三～二五頁。
- ㉝ 山脇悌二郎著『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館、一九六〇、八六～九〇頁。

- ③4 岩生成一 前掲『鎖国』 六七～六八頁。
- ③5 海老沢有道 前掲『日本キリシタン史』 二八九～二九五頁。
- ③6 同 右 二九四頁。
- ③7 前掲、『長崎市史』二七六～二八七頁参照。
- ③8 中田易直著 前掲『近世対外関係史の研究』五四頁。
- ③9 石井良助編『御当家令条・律令要略』（近世法制史料叢書 2） 創文社、一九七九、複刊訂正版、二〇六頁。
- ④0 岩生成一 前掲『鎖国』 七五頁。